

第23回議会力向上会議記録（抄）

（28.10.14）

一、協議事項について

冒頭、案件に入るに先立ち、日本共産党堺市議会議員団 森 頼信議員に代わり、城 勝行議員が出席する旨、座長より報告があった。

次に正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった（別紙資料参照）。

1. 委員間討議について【議会基本条例第13条】

「各政令市の委員間討議（議員間討議）の実施状況」（資料2参照）について事務局より説明し、協議に入った。

【協議結果】

今年度は引き続き試行を重ね、次年度から本格実施するかを今年度末までに判断することとし、それまで試行を続けることとなった。また、賛否が分かれぬ議案であっても、修正や付帯決議など必要に応じて委員間討議で議論することも考慮し、委員間討議の本格実施にあたっては、来年度1年間をかけて会期や審議スケジュールも含めた議事運営と併せて検討していくこととなった。

2. 本会議での質疑のあり方について

本会議における質疑のあり方として、大綱質疑と委員会審議とのすみ分けを重視し、より大綱的な質疑を中心に行う方法として示された正副座長案（資料3参照）について、前回の会議に引き続き協議を行った。また、正副座長より「各政令市における代表質問の実施状況」（資料4参照）が示された。

【協議結果】

平成29年2月定例会において、一度、正副座長案のとおり試行することとし、試行後、制度検証を行うこととなった。なお、資料3記載の「代表大綱質疑」については、「代表質問」と変更し、「代表質問」の質問方式は従前の一括質問一括答弁方式とすることとなった。

3. 意見書の取り扱いについて

前回の会議に引き続き、適正かつ効率的な議事運営の観点から、議決態様が一致する議案ごとに採決が行えるよう、各会派においては「△」の場合も含め、正確な賛否の数の申告に努めることが確認された。

また、同趣旨の意見書が1年間で複数回提案されるという状況が散見されることから、意見書の提出に関する一定のルールを設けることの必要性や、内容について特定の政党や団体を名指しするような意見書の取り扱いについて協議を行った。

【協議結果】

「△」の場合は、正確な賛否の数の申告に努めることに決定した。また、同趣旨の意見書は1年に1回の提出とするよう努めることとした。加えて、特定の団体名を入れないと意見書の趣旨が成

り立たない場合を除いては、特定の政党や団体を名指ししないように努めることとした。

4. 政務活動費について

前回の議会力向上会議で協議した「政務活動費検査員としての所感」(資料6参照)のうち、「4 その他個別事項」の取扱いについて協議を行った。

※4 その他個別事項について

- ①高額の事務機器等、高額物品・備品の購入等
- ②議員任期に照らし備品購入及び当該物品が残存価格を有する場合の取り扱い
- ③事務所・自動車(自家用)等の維持・補修費の取り扱い
- ④按分に対する考え方
- ⑤旅費(定額旅費)、日当の支給の見直し

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	<p>①中小企業の物品購入における税法上の特例を参考に、30万円以上の高額物品の購入は好ましくないと考える。</p> <p>②税法上の規定を参考に、10万円を超える物品を購入し、議員でなくなった場合は、購入価格を税法上の耐用年数表に基づき、定額法で計算した残存簿価を精算する扱いにしてはどうかと考える。</p> <p>③現状のままでもよいと考えるが、自己所有の自動車については、点検・補修・車検費用等を現状復帰を前提に充当するのはどうかとの意見もあるため、再度会派に持ち帰って検討したい。</p> <p>④一定の基準を定めることは非常に困難である。証明の度合いについても一般的な基準があるともいえないため、自己責任において、実態に合わせるより他ないと考える。しかし、公金を取り扱う立場から十分でもないとも考えるため、再度会派に持ち帰って検討したい。</p> <p>⑤政務活動費の運用指針に規定している「堺市職員の旅費規程の準用」を廃止することも考えるべきである。</p>
公明党 堺市議団	<p>①物品購入については、10万円までとし、それを超えるものについては資産となりうるため、リースで対応するものとする。</p> <p>②但し、30万円未満でリースできないものなどは、耐用年数で償却し、次の任期において継続使用せず残存価格がある場合は、その残存価格を返金できる仕組みをつくっておくべきと考える。</p> <p>③これから会派で検討したい。</p> <p>④実態に合わせた按分が基本だが、市民に按分の根拠を示す努力も必要であり、按分の基準を提案していただければ検討したい。</p> <p>⑤会派において検討中である。</p>
ソレイユ堺	<p>①高額物品は、30万円以上が妥当であると考ええる。</p> <p>②残存価格を勘案したうえでのリース設定ができれば一番わかりやすいと考える。</p>

	<p>③リースと自己所有は違うため、自家用車などの補修等は難しいと考える。</p> <p>④会派でもう少し検討したい。</p> <p>⑤実費で対応すればよい。</p>
自由民主党・市民クラブ	<p>①②税法上の耐用年数を基に金額を決めてはどうか。任期の終わりに残存価格があれば精算すればよい。</p> <p>③事務所については、賃貸・自己所有にかかわらず、維持費は認めるべきである。リース車の場合は、車検や保険等の代金も含めて充当しているにもかかわらず、自家用車では車検や保険等が充当できないとすることについては、理解できない。</p> <p>④按分の根拠は各議員で違うため、一定の基準を設けることは困難と考える。</p> <p>⑤大都市、特に東京などは宿泊料等が高騰しているため、日当を含めて旅費全体を見直していく必要がある。</p>
日本共産党堺市議会議員団	<p>①②上限は設けるべきと考える。</p> <p>③維持・補修に関しては、リース車も含めて、私費で賄うべきである。</p> <p>④世間の流れや判例等と運用指針との乖離があるように感じるため、按分についても議論していかなければならない課題と考える。</p> <p>⑤実費でよいと考えるが、それに伴う事務等も考えていかなければならない。</p>
長谷川 俊英議員	<p>①②大阪維新の会の提案に賛成する。</p> <p>③自己所有の事務所・自家用車の場合は、資産形成につながるためやめた方がよい。</p> <p>④実態に則すというのが原則であるが、立証責任を伴う。立証するための作業の煩雑化、また立証をできない場合などは、判例を参考に一定の基準を設けるべきではないかと考える。</p> <p>⑤政務活動費の運用指針に規定している「堺市職員の旅費規程の準用」を廃止すべきである。</p>

【協議結果】

一定意見が一致している「①高額の事務機器等、高額物品・備品の購入等」及び「②議員任期に照らし備品購入及び当該物品が残存価格を有する場合の取り扱い」については、以下の考え方をもとに、次回の議会力向上会議において正副座長案を示すこととした。

また、その他3項目についても、今回の意見を踏まえて、次回の議会力向上会議において正副座長案を示すこととした。

<考え方>

- ・ 30万円以上の備品等の購入は、リースを基本とする。
- ・ 10万円以上30万円未満の備品等の購入は、議員でなくなった時、残存価格があれば、

その額を返還する。残存価格は、備品等の耐用年数を明確にして、残存価格を計算する。

- ・ 10万円未満の備品等の購入は、現在と同様の取り扱いとする。

5. 議会基本条例の検証について

制定から3年が経過した堺市議会基本条例について、「議員の職務」等、明確に条例に規定すべきでないかという観点から、前回の議会力向上会議において協議を行った。

正副座長より、「堺市議会基本条例新旧対照表（案）」が配布され、各会派等で持ち帰り、次回の議会力向上会議において引き続き協議することとなった。

6. その他

黒田議員より、本会議場に質問者席を設置してはどうかとの意見があり、資料「本会議場における質問者席（対面式演壇）の設置状況」が配布された。

また、木畑議員より政務活動費について、後払い精算方式についても検討していく必要があるのではないかとの意見があった。

最後に、池尻議員から政務活動費のインターネット公開方法についての発言があった。